

水素モビリティ（商用車）導入促進補助事業補助金（導入費支援）公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、水素モビリティ（商用車）導入促進補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

(1) 「F C 大型トラック」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 8 トン以上の車両

(2) 「F C 小型トラック」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 2.5 トン以上 8 トン未満の車両

(3) 「F C バス」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、主として一般乗合旅客自動車運送事業の用に供される乗合自動車

(4) 「水素エンジントラック」

水素を燃料とする内燃機関を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、貨物自動車に該当する車両

(5) 「リース契約」

水素モビリティ（商用車）の貸主が、当該水素モビリティ（商用車）の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該水素モビリティ（商用車）を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該水素モビリティ（商用車）の使用料を支払う契約

(6) 「リース事業者」

リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、水素モビリティ（商用車）の貸付等を行う者

第 2 条 募集期間

- 1 この補助事業の募集期間は、令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 26 日（金）までとする。ただし、申請額が予算の上限に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。
- 2 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、提出された申請内容により、県が審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行う。
なお、審査内容及び審査項目は非公表とする。

第3条 補助事業の対象となる者

県内に使用の本拠を置く水素モビリティ（商用車）を導入する次に掲げる者のうち、国（環境省）の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））（以下「国補助」という。）」の対象となる者（国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者）で、国補助の交付決定を受けた者に限る。

- （1）貨物自動車運送事業者
- （2）自家用商用車を業務に使用する者
- （3）水素モビリティ（商用車）の貸渡し（リース）を業とする者（（1）、（2）及び（4）に貸渡しする者に限る。）
- （4）地方公共団体
- （5）その他知事が認める者

第4条 補助事業の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、当該リース期間（法定耐用年数相当）のメンテナンス費等を含む車両の導入に必要な経費のうち、導入車両と同規模・同等仕様のディーゼル車両を同条件で導入するのに必要な経費との差額

第5条 補助金の額

補助事業の対象となる経費から国補助金を除いた額の1/2（FC大型トラックは上限40,000千円、FC小型トラックは上限12,500千円、水素エンジントラックは上限8,408千円）ただし、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。

第6条 補助金活用の掲示

本補助金の交付を受けて導入した水素モビリティ（商用車）には、補助金の交付を受けた旨を標識等により掲示しなければならない。

本補助金の交付申請にあたっては、掲示案（デザイン及び掲示場所、サイズ、素材、固定方法等）を作成し、県に提出すること。

第7条 交付決定前の事前着手

- 1 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（別紙様式4 車両導入費用）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（別紙様式5 車両導入費用）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限る。）についても補助事業の対象とするものとする。ただし、事前着手承認通知をもって、本補助金の交付が決定するものではない。

第 8 条 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は次のとおりとする。

	提出書類	様式
申請書	補助金交付申請書	要綱様式第 1 号 別記 収支予算書
	誓約書※	要綱様式第 1 号の 2 誓約書（暴排条例）
（添付書類）		
1	補助対象事業の概要〔予定〕	別紙様式 1（該当する車両のもの）
2	水素モビリティ（商用車）の導入に必要な費用（リース契約の場合は、当該リース期間（法定耐用年数相当）のメンテナンス費等を含む）が明記されている見積書、見積内訳書等【写し】	
3	導入する水素モビリティ（商用車）と同規模・同等仕様のディーゼル車両を同条件で導入するのに必要な費用が明記されている見積書、見積内訳書等【写し】	
4	導入予定車両の性能が分かる仕様書、カタログ等	
5	国補助の交付決定通知書【写し】	
6	登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【写し】 （発行から 3 カ月以内のもの）※	
7	〈リース事業者の場合のみ提出〉 リース料金の算定根拠明細書	
8	消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕	別紙様式 2
9	その他知事が必要と認める書類	

※リース契約等を行う場合、リース事業者とリース予定先事業者の両方が必要。
地方公共団体は提出不要。

第 9 条 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

	提出書類	様式
報告書	補助事業実績報告書	要綱様式第 8 号 別記 収支決算書
（添付書類）		
1	補助対象事業の概要〔確定〕	別紙様式 3（該当する車両のもの）
2	購入又はリースに係る契約を示す書類【写し】	

3	領収書等の支払が確認できる書類【写し】	
4	導入車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項【写し】	
5	国補助の交付額確定通知書【写し】	
6	＜リース事業者の場合のみ提出＞ 自動車賃貸契約書【写し】	
7	＜リース事業者の場合のみ提出＞ リース料金の算定根拠明細書【写し】	
8	その他知事が必要と認める書類	

附則

- 1 この公募要領は、令和7年4月1日から施行する。
一部を改正したこの要領は、令和7年11月12日から施行する。
一部を改正したこの要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 当該補助金の交付決定に係る必要な手続及びその他の行為は、この公募要領の施行の日前においても、この公募要領の規定の例によりすることができる。